　2020年6月1日

奥野ゼミ

H１８００８５　工藤　亜聡

君が代ピアノ伴奏命令事件

１　思想・良心の自由

　日本国憲法第19条では『思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。』と規定している。思想・良心の自由は人間の尊厳を支える基本的条件であり、心の中で何を考え、何を思うかは、他人から一切干渉されない自由のことである。

２　事件の概要

　東京都の公立小学校の音楽教諭が校長から入学式当日の君が代のピアノ伴奏を要請されたが君が代の歌詞が戦前の日本のアジア侵略と結びついており、君が代を歌ったり伴奏したりすることが、自らの思想に照らして容認できないと考えてきたため、音楽教諭としてはその要請に従えないとして、これを拒否した。しかし、校長は音楽教諭に対して正式の『職務命令）として伴奏を命じた。音楽教諭は入学式当日、新入生の入場に合わせて、（さんぽ）の演奏を行なったが、国歌斉唱の時椅子に座ったまま演奏はしなかった。校長は、教頭に合図して、用意してあった君が代のテープを流し、式としては君が代斉唱が支障なく行われた。その後、東京都教育委員会は、音楽教諭が校長の職務命令（地方公務員法32条は、上司の職務命令に忠実に従わなければならないと定めている。）に従わなかったことを理由に、地方公務員法29条一項一号二号ないし三号を理由として、『戒告処分』（懲戒処分のうち最も軽いが、処分歴として昇級昇進等に不利益を及ぼす。）を行なった。この処分の取り消しを求める行政訴訟を音楽教諭が東京都教育委員会を相手に起こしたのが本件の裁判である。

３　当事者の主張

　１音楽教諭の主張

1. 君が代は過去のアジア侵略と結びついており、子供に意味を教えることなく伴奏して歌わせることは、子供の人権の侵害に加担することになる。このような音楽教諭の信念は、憲法19条思想・良心の自由により保護されるべきである。
2. 実際に式は問題なく行われており、結果とのバランスからも本件処分は行き過ぎである。

　２　東京都教育委員会からの主張

1. 音楽教諭に思想の自由があることは認めるが、教育公務員はその職務との関係で外部的行為としては職務命令に服さなければならず、その結果として思想の自由に『内在的制約』が働くことも許容される。君が代斉唱は小学校学習指導要領にも『入学式、卒業式になどにおいては、その意義を踏まえ、国歌を斉唱するように指導するものとする。』と記載されている。
2. 音楽教諭がピアノ伴奏を拒否したことで入学式の参加者に不信感を持たれており、教育公務員としての信用を失墜させたことは否定できない。

３　裁判所の判断

　　裁判所は音楽教諭の主張を認めなかった。

　　（判決文）

　　　学校の儀式的行事において「君が代」のピアノ伴奏をすべきでないとして本件入学式の国歌斉唱の際のピアノ伴奏を拒否することは，上告人にとっては，上記の歴史観ないし世界観に基づく一つの選択ではあろうが，一般的には，これと不可分に結び付くものということはできず，上告人に対して本件入学式の国歌斉唱の際にピアノ伴奏を求めることを内容とする本件職務命令が，直ちに上告人の有する上記の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものと認めることはできないというべきである。  
他方において，本件職務命令当時，公立小学校における入学式や卒業式において，国歌斉唱として「君が代」が斉唱されることが広く行われていたことは周知の事実であり，客観的に見て，入学式の国歌斉唱の際に「君が代」のピアノ伴奏をするという行為自体は，音楽専科の教諭等にとって通常想定され期待されるものであって，上記伴奏を行う教諭等が特定の思想を有するということを外部に表明する行為であると評価することは困難なものであり，特に，職務上の命令に従ってこのような行為が行われる場合には，上記のように評価することは一層困難であるといわざるを得ない。本件職務命令は，上記のように，公立小学校における儀式的行事において広く行われ，Ａ小学校でも従前から入学式等において行われていた国歌斉唱に際し，音楽専科の教諭にそのピアノ伴奏を命ずるものであって，上告人に対して，特定の思想を持つことを強制したり，あるいはこれを禁止したりするものではなく，特定の思想の有無について告白することを強要するものでもなく，児童に対して一方的な思想や理念を教え込むことを強制するものとみることもできない。  
（略）  
入学式等において音楽専科の教諭によるピアノ伴奏で国歌斉唱を行うことは，これらの規定の趣旨にかなうものであり，Ａ小学校では従来から入学式等において音楽専科の教諭によるピアノ伴奏で「君が代」の斉唱が行われてきたことに照らしても，本件職務命令は，その目的及び内容において不合理であるということはできないというべきである。  
以上の諸点にかんがみると，本件職務命令は，上告人の思想及び良心の自由を侵すものとして憲法１９条に反するとはいえないと解するのが相当である。

　　　１．音楽教諭の思想良心が、入学式において伴奏拒否するという行為と一般に不可分と結びつくとはいえないこと。

　　　２．伴奏命令は思想の強制や禁止に当たらない。

　　　　　『本件職務命令は以前から入学式等において行われていた国歌斉唱に対し際し

　　　　　　音楽専科の教諭にピアノ伴奏を命ずるものであり、音楽教諭に対して、特定

　　　　　　の思想を持つことを強制したり、あるいはこれを禁止したりするものではない』

　　　３、公立小学校の教諭として、法令等や職務上の命令に従わなければならない立場にあり、校長から同校の学校行事である入学式に関して本件職務命令を受けたものであり、本件職務命令は法令に基づいて適正に発令されたものであること。

４　外観理論の理屈

　心の奥の思想は他人にはわからない。しかし、「あの人は、あんな思想を持っていたん

だ。」と言った事実が本人の意に反して公表されたり、他人に公表することを強制された

ら、それは間違いなく憲法上の重要な人権である、「思想の自由」の侵害にあたる。だか

ら最高裁は「誰も先生が本心から君が代を礼賛してピアノを弾いたり歌ったりしている

なんて思っていません。儀式ですから、空気を読んでお仕事しているだけにしか見えない

から、安心召されよ」というようなことを言った。もちろん、だからあなたが受けた処

分は当然なのですよと言った結論になった。

５　論点

1. 裁判所の判決は妥当か？
2. 入学式や卒業式に君が代を歌うことについてどう思うか？

６　コメント

　私は、裁判所の判決は妥当だと考えています。裁判所の判決文も納得がいきます。僕の思想の自由的に行くと日本人なのだから、国歌をしっかり歌うべきだなと思いました。今まで知らなかたこともたくさん知ることができてとても有意義な時間を得れた気がします。